

平成22年 2月 定例会（第297回）

03月05日-03号

◆ 三十一番（今井光子）

最後に、中小企業高度化資金について質問いたします。

県がヤマトハイミール食品協業組合に対して貸し付けた二十億円の中小企業高度化資金に対して、県は回収を怠ったとする裁判の判決が昨年十二月十七日大阪高裁にて下されました。柿本前知事に対しては、平成三年十一月二十八日から平成十九年五月二日まで知事の職にあり、貸付けに関して繰上償還請求、強制執行等債権回収の職務権限を有していたとして、平成十三年以降、速やかに繰上償還の通知を行った上、貸付け残金全額等について履行請求、強制執行等の措置をとるべきであったのに、在任中は各手続を全くとらなかったものであるから、その過失によって違法に債権管理を怠ったものと評価せざるを得ないと認定しています。ヤマトハイミールが倒産して県が回収できたのはわずか六千四百六十六万円にすぎません。前知事に損害賠償を支払うように求めた点は、損害が発生した事実を認めるに足らずとの理由で棄却されました。二十億円不正融資等を究明する会は、それを不服として最高裁に上告いたしました。

前知事は知事を四期務め、一億七千万円もの退職金が支払われておりますが、一般に職員が違法行為を行った場合に退職金返還など罰則規定が定められています。特別職の規定はありません。退職金の返還など一定の賠償責任を求めるべきだと考えますが、いかがでしょうか。

昨年十二月二十四日、これに関するもう一つの裁判の判決が下りました。県が平成十九年九月に初めて連帯保証人への請求を行ったことで、連帯保証人の一人が、自分は印鑑を偽造されており返済責任はないと、県を相手に提訴したものです。私は当初から、貸付けそのものがおかしいと思っておりましたので、裁判の傍聴にも行きましたが、結果は、実印が使われていたことで責任があると、敗訴しております。証人尋問の最後に裁判長は組合員一人ひとりを読み上げて、Y氏に知っているかと質問しておりましたが、理事長以外は知らないと答えておりました。県は連帯保証人に対して、公正証書に基づき連帯責任を求めております。公正証書は二通、平成二年二月二十二日十六億円の貸付け、平成三年六月六日に四億円の貸付けに対して作成されております。十六億円は平成二十一年十一月三十日、四億円は平成二十三年二月二十七日が返済期限です。これは当時の上田知事と組合が取り交わしておりますが、知事は、県の担当職員Aに代理人を委任し、組合側の連帯保証人五人は別の担当職員Bに代理人を委任しています。委任状で代理人を立てる場合に、契約の相手を自分の代理人にすることはできないとされており。この場合、組合が県から資金を借りるに当たって、組合の代理人を県の職員に委任することは本来できないのではないのでしょうか。それとも、県がつくった組合なのでしょう。公正証書には連帯保

証人の氏名の後、代理人A及びBは、氏名を知り面識があると書いてあります。連帯保証人のY氏は、委任したとする県の職員を見たこともないと言われておりました。裁判には、理事長と妻から、署名捺印入りで確認書、陳述書が提出されております。そこには、Y氏はヤマトハイミールの設立には何ら関与されておらず、連帯保証人になっていただいたこともありませんかと書かれています。

二月一日、私は国の中小企業基盤整備機構に行ってまいりました。中小企業高度化資金の貸付けについて県が貸し付ける場合に、県も組合側も県の職員ということは一般的なのかと聞きましたところ、あまり聞いたことがないと答えています。真に連帯保証をしていれば、当然返済の責任が生じますが、もし見せかけの組合をつくるために本人の知らない間に利用されたとするなら、県は貸付けそのもの間違い、保証人への請求そのもの間違いと、二重に大きな誤りを犯すことになります。

そもそもの貸付けに問題があるのではないかと質問を続けてまいりましたが、この問題については監査請求で十年経過しているので時効との判断で却下されており、全く検証がされていません。民法の損害賠償請求権、不法行為の時効は二十年ですので、まだ終わっていません。県は無理やりつくった組合であることを承知の上で請求しなかったのではないかと疑問さえ生じます。回収ができなければ、いずれ最終的には不良債権の処理として議会に提出されることが推測されますが、そもそもの貸付けの際の手続などについて正当なものであったのか、荒井知事は知事の監査権を使って監査をするべきだと思いますが、いかがでしょうか。

壇上での質問はこれで終わります。答弁によりましては自席より質問させていただきます。(拍手)

◎ 知事（荒井正吾）

ヤマトハイミールの中小企業高度化資金についてのお問い合わせが二問ございました。

地裁での前知事の過失認定につきまして、退職金の返還など一定の賠償責任を求めるべきと考えるが、どうかということでございます。

大阪高裁判決によりますと、前知事らに対する損害賠償請求は棄却されております。私は、法の支配が世の中で最も大事なルールだと思っておりますが、司法は、個人の権利・義務の判断の上で最も尊重されるべきものだと思います。前知事個人に対する訴えについては、上告をされ裁判係争中でございますので、今後の推移を見守っていきたいと思っております。したがって、退職金の返還を求める考えはございません。

貸付けの際の手続などについて、私の監査権を使って監査をすべきではないかというご質問がございました。

ヤマトハイミール食品協業組合への中小企業高度化資金貸付けにつきましては、県と当

時の中小企業事業団が共同してその事業計画などについて検討した上、貸し付けたものであると聞いております。その貸付けの翌年度に監査委員による監査を受けております。また、国の会計検査院による検査も、平成二年と平成六年に本組合に対して実施され、いずれも、その貸付けに当たっては問題なしとされており、適正に貸し付けたものと認定されていると認識をしております。また、先ほど申しましたように、民事の裁判は、返済の責任の存在及び帰属の最終的な判断でございますので、そのようなことも踏まえまして、現在、知事の監査権を使って監査を要求することは考えておりません。

お問い合わせに対する私の答弁は以上でございます。残余は関係部長から答弁をさせたいと存じます。

◆ 三十一番（今井光子）

それから、ヤマトハイミールの問題でお尋ねをしたいというふうに思います。法的には全部、裁判の関係で言いますと問題ないという結果にはなっているんですけども、私は、代理人が、県の側が県の職員の方に委任をする、組合の連帯保証人の方も県の職員に委任をするという、そういうことというのは非常におかしいんじゃないかなというふうに思っているわけです。ちょっと調べましたら、委任が許されない場合というので、遺言は契約ではないので委任というのはだめだと。それから、尊厳死の宣言をするのも、これも委任はできないということなんです。それ以外の大抵のものの公正証書は、相手との契約の締結を内容とするものだから代理人を立てることができるというふうになっていますけれども、ただし、事の性質上で契約の相手を自分の代理人にすることはできないというふうに、私の調べた資料ではそんなふうに書かれているわけです。ということは、県の職員にヤマトハイミールの側が委任をするということは、それは契約の相手と代理人で委任しているというふうに思うわけですが、その点についてはどんなふうに解釈をしたらいいのか。私は、県がつくった組合だったらこれで別に問題はないわけですが、これは協業組合で、県がつくった組合ではないというふうに思っているわけですが、そのあたりは一体どうなっているのか、その点についてもう一度お考えをお尋ねをしたいというふうに思います。

◎ 知事（荒井正吾）

それから、ヤマトハイミールに関しまして、団体職員と県職員との委任関係についてのお問い合わせがございました。事実関係を詳細に把握しているわけではございませんが、問題点としてご指摘のありました点は、団体あるいは貸付先と貸付元の利害が対立するときに、双方代理という形の、双方の利益に反する者が、反する事情にもかかわらず同じ元から委任されると、双方に委任されるということは、双方代理というような概念で忌避すべきものとされているというふうに総論的には理解しておりますが、このケースがそのようなものであったかどうかというのは、大変複雑な法律関係ということになるかもしれませ

るので、私、今この場での知識は十分でございませんが、その事実関係を含めて調べたいと思います。

◆三十一番（今井光子） ありがとうございます。

ヤマトハイミールの件なんですけれども、この問題で私もずっとここ九年ぐらい、この問題、いろいろかかわって見てまいりました。その中で、一つ一つがおかしいなと思うことが常にございました。一番最初、そしたらどこから構想が出発したのかという点で、当時なかなか資料を出していただけなかったんですけれども、書類の日にちだけはっきり教えていただきたいということで、ずっと貸付けフローの一覧をしていただきましたときに、本来組合が申請をして始まるべき中身が、組合の申請からではなくて県のところからそれが始まっていたというようなのがありまして、大変疑問を感じてきたというのがあります。

それから、八回の償還条件の変更が、平成十三年に県が請求する前に行われていたわけですけれども、このときも、平成十年以降は組合の決算状況とかそういうのが提出されないままに条件変更が、国のほうも認めたという形でされていたという、こうした点も非常に私はおかしいなと感じてまいりました。平成十三年に県のほうは初めて組合のほうに請求を行ったわけですけれども、その行ったことに対して返済がなかったと。返済がない場合は一括請求を求めたり、担保が切れていれば増担保を求めたり、連帯保証人への請求を求めたりというのが貸付けの約束の中にあるわけですので、それを直ちに行うべきではなかったかと思うわけですけれども、それもやっと平成十九年になって、連帯保証人の人がびっくりしたというような請求が行われたということを言われておりまして、何でその間に六年間もの歳月が必要であったのかという、そうした点も非常に不可解な内容ではないかというふうに常々感じているわけです。

ですから、最初のスタートがボタンのかけ違いで始まって、いよいよ最後になって、二十億円貸したのに六千百数十万円しか返ってこないというような、今結果的なところになっているわけです。やはりもとは税金から始まっておりまして、県民も非常にこのことについては関心を持っておりますので、県がどういう対応をするかというのは非常に皆さん、関心を持っておられるのではないかというふうに思うわけですけれども、私は、知事といたしまして努力をしていただいて、その辺の事実関係をもう一回確認をしていただいて、皆さんには、それだったらしょうがないな、やむを得ないな、やるだけのことをしていただいたなというふうに納得できるような状況でありましたら問題ないかと思うんですが、返済がない間も、BSE対策で一億三千万円もお金を助成したりというようなことをされてきておりますので、そうした点では、やはり知事の監査請求という意味で、もう一度知事のその点でのご意見をお尋ねしたいというふうに思います。

◎知事（荒井正吾） 事実関係を明らかにして、納得感の提供といたしますか、納得感が出るようにすべきだと、そのための監査請求であるというふうに承りました。ご趣旨は承りましたが、監査請求制度と今までの経緯から考えて、改めてのお答えになりますが、地方自治法第百九十九条に監査の請求できる根拠がございます。第六項でございますが、その前に、前項第一項で、監査委員は事業の管理を監査するという基本的な権限がございます。県の県会議員も入っていただきます監査委員で既に監査の行われている部分でございます。経緯ということでございまして、今のところ特別監査の請求をする必要はないものと考えております。